

事前公表型の自己株式取得方法のご提案

株式会社名古屋証券取引所

1. 事前公表型の自己株式取得とは

事前公表型の自己株式取得とは、大株主等からの売却が予定されている場合に、買付日の前日にあらかじめ具体的な買付内容を公表したうえで、買付けを執行するものであり、インサイダー取引規制等の問題を回避し、大株主等からまとまった数量の買付けを行うことが可能です。

(株)名古屋証券取引所では、事前公表型の自己株取得の方法として、以下の2種類を用意しています。

- ・ 終値取引（N - NET 2）を利用した買付け
- ・ 自己株式の立会外買付制度（N - NET 3）

「N - NET 2」は東証「ToSTNeT - 2」、
「N - NET 3」は東証「ToSTNeT - 3」に相当します。

【特徴及びメリット】

終値取引（N - NET 2）を利用した買付け	自己株式の立会外買付制度（N - NET 3）
時間優先による付け合わせのため、売買成立後、結果が直ぐ明らかになります。 最低買付数量の制約はありません。	自己株式取得の専門の取引制度として、認可を受けた制度です。 買付注文は当該買付会社からのみとなります。 買付会社以外の買付注文が入ることはありません。 信用取引による売り注文が入ることはありません。

2. 制度概要

項目	終値取引（N - NET 2）を利用した買付け	自己株式の立会外買付制度（N - NET 3）
買付数量	最低買付数量の規定はありません	最低買付数量の規定があります 売買立会における最近 6 か月間の一日平均売買高を基準として一定の数量以上を買付け
注文受付時間	午前 8 時 20 分～ 9 時 00 分	午前 8 時 20 分～ 8 時 45 分
約定成立時間	注文対当の都度成立	午前 8 時 45 分 一定時間の注文受付後、時間の後先に関係なく、公平に配分する方式
買付価格	買付日の前日の最終値段（最終気配値段を含む。）	同左
売買方法	時間優先による付け合わせ 時間優先の付け合わせのため、他の売付注文や買付注文の発注により、予定どおりの売買ができない場合があります。	発行会社の買付注文に売付注文を対当させることにより、売買を成立させます。 ただし、売付数量が買付予定数量を上回った場合、按分比例方式により配分します。 公開買付制度の配分方法と同じ
決済	買付日から 4 日目の日	同左
届出書類	なし	立会外買付届出書（N - NET 3） 証券会社から取引所に提出

3. 事前公表型の自己株式取得の流れ

取締役会決議に基づく取得の場合

日 時	終値取引 (N - N E T 2) を利用した買付け	自己株式の立会外買付制度 (N - N E T 3)
	自己株式取得に関する取締役会決議 (T D net 登録後、記者クラブへの資料投函)	同左
【買付前日】 15 : 30 以降	終値取引 (N - N E T 2) を利用した具体的な取得方法の決定 具体的な買付内容を公表 (T D net 登録後、記者クラブへの資料投函)	自己株式の立会外買付制度 (N - N E T 3) による具体的な取得方法の決定 証券会社は「立会外買付届出書 (N - N E T 3)」を取引所 (業務グループ) に提出 (17 時まで) 取引所の届出受理後、具体的な買付内容を公表 (T D net 登録後、記者クラブへの資料投函) 取引所は「買付要領」を公表
【買付当日】 注文発注 約定成立 取引結果確定後	(8 : 20 ~ 9 : 00) 買付会社が買付注文を証券会社に発注 大株主等が売付注文を証券会社に発注 順次約定成立 (時間優先) 買付結果を公表 (T D net 登録後、記者クラブへの資料投函)	(8 : 20 ~ 8 : 45) 大株主等が売付注文を証券会社に発注 8 : 45 に約定成立 同左